平成24年度エコドライブ実践モニター（春季）実施要領

１　趣旨

この要領は、瞬間燃費や平均燃費などをリアルタイムで表示する燃費計（(株）テクトム製　燃費マネージャー　FCM-2000WD。以下「燃費計」という。別記１のとおり。）のモニターを募集し、エコドライブ実技講習会（以下「実技講習会」という。）受講前後における燃費計測を行うことにより、エコドライブの実践による燃費改善・燃料代削減効果を「見える化」し、エコドライブの普及啓発を図ることを目的として、青森県環境生活部環境政策課（以下「県」という。）が実施する平成24年度エコドライブ実践モニター（春季）事業について、必要な事項を定めるものである。

２　実施期間

（１）モニター期間

燃費計取付日～平成24年7月8日（日）

（実技講習会受講前を前期モニター期間、受講後を後期モニター期間とする。）

（２）実技講習会

①開催日時

平成24年6月16日（土）13:00～16:00頃

②開催場所

青森県運転免許センター（青森市三内字丸山198-4）

③実技講習会内容

別記２のとおり（詳細は、後日別途案内する。）。

３　事業内容

（１）前期モニター期間

モニター対象者が、日常的に使用している自動車に燃費計を取り付け、通常どおりの運転方法で自動車を運転し、得られた前期モニター期間中の燃費等データを燃費等データ報告書（第１号様式。以下「報告書」という。）に記録する。

（２）実技講習会

モニター対象者が実技講習会を受講し、エコドライブの方法等を習得する。

（３）後期モニター期間

モニター対象者が、実技講習会で習得したエコドライブの方法等を意識した運転方法で自動車を運転し、得られた後期モニター期間中の燃費等データを報告書に記録する。

（４）燃費等データ報告

モニター期間終了後、燃費等データを記載した報告書及びアンケート用紙（実技講習会当日に別途配布する予定。）を県に提出する。

４　モニター対象者

（１）募集人数

10名

（２）応募条件

県内に在住する自動車運転免許保有者で、日常的に自動車を使用し、下記①～⑥

の条件を全て満たすこと。

①日常的に使用している自動車（以下「モニター用自動車」という。）について、燃費計による燃費計測が可能であること。

※故障診断コネクタのある国産ガソリン車（ハイブリッド車を除く。）。対応車種の詳細は、（株）テクトムホームページ（http://www.techtom.co.jp/FCM_Wmach.html）を参照。

②モニター期間中は、原則として専ら応募者のみがモニター用自動車を使用すること。

③応募者本人が、実技講習会に参加できること（実技講習会には、モニター用自動車以外の方法で来場してもよい。）。

④モニター用自動車の走行距離が、原則として１週間で概ね150km以上であること。

⑤燃費計の取り付け等のため、原則として平成24年5月14日（月）～25日（金）の間に応募者本人がモニター用自動車で県庁北棟に来ることが可能であること（取り付け等の所要時間は30分程度。日時は、県と調整の上決定する。）。

⑥モニター期間終了後、原則として平成24年7月13日（金）までに、燃費計の返却、報告書及びアンケート用紙の提出が可能であること。

５　募集期間

平成24年4月19日（木）～5月18日（金）

６　応募方法

エコドライブ実践モニター応募申込書（第２号様式。以下「応募申込書」という。）に必要事項を記入の上、直接持参、郵送、FAX又は電子メールにより、以下の提出先まで提出する。いずれの方法も、募集締め切り当日の17:00までに必着とする。

【提出先（問い合わせ先）】

〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟7階）

青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ（担当　前田主査）

TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

７　モニター対象者の決定

県は、提出された応募申込書の記載内容を審査し、速やかにモニター対象者を決定する。

なお、応募申込書の記載内容に不備がある場合及び４（２）の応募条件を満たさないことが明らかな場合は、原則として選考対象から除外する。

また、募集人数を超える応募があった場合は、モニター用自動車の走行距離、主な使用目的、勤務先等を考慮した上で、モニター対象者を決定する。

８　モニター対象者に対する通知

県は、モニター対象者に決定した応募者に対して、速やかに電話により通知するとともに、別途文書によりその旨通知する。

なお、モニター対象者に選考されなかった応募者に対する通知は原則として行わない。

９　燃費計の借受等

モニター対象者は、原則として平成24年5月14日（月）～25日（金）までの間に、以

下の手順に従い、燃費計の借受等を行う。
（１）県からモニター対象者に決定した旨の通知があり次第、県と燃費計を借り受ける日時を調整し、決定する。
（２）決定した日時に、モニター用自動車で県庁北棟に来庁する。
（３）モニター用自動車の自動車検査証及び自動車運転免許証を提示し、確認を受ける（応募申込時にコピーが未提出の場合は、県がコピーを取った後、返却する。）。
（４）モニター用自動車に燃費計を取り付け、稼働を確認する。
（５）燃費計の取扱説明書及び報告書等を受け取り、操作方法・注意事項・記載方法等の説明を受ける。
（６）燃費計借用書（第３号様式。以下「借用書」という。）に署名し、県から借用書のコピーを受け取る。

10　燃費計の返却・報告書の提出等

モニター対象者は、モニター期間終了後、原則として平成24年7月13日（金）までに、以下の手順に従い、燃費計の返却及び報告書の提出等を行う。
（１）県と燃費計を返却する日時を調整し、決定する。
（２）決定した日時に、モニター用自動車で県庁北棟に来庁する。
（３）報告書及びアンケート用紙を提出し、内容について確認を受ける。
（４）燃費計の外観、付属品数量等について、確認を受ける。
（５）モニター用自動車から燃費計を取り外し、返却する。
（６）県が借用書のコピーを取った後、借用書を受け取る。

11　費用負担

（１）燃費計の貸出
無料とする。
ただし、燃費計の借受及び返却に要する費用はモニター対象者が負担する。
（２）実技講習会の受講
無料とする。
ただし、開催場所までの交通費等はモニター対象者が負担する。
（３）モニター期間中の燃料費
モニター対象者が負担する。

12　禁止事項

モニター対象者は、借り受けた燃費計の使用にあたって、又は燃費計を使用して、次に掲げる行為を行ってはならない。
（１）燃費計の第三者への転貸、質入、占有、処分等
（２）燃費計の改造、塗装、装飾等
（３）営利を目的とした行為
（４）不正な利用又はそれを助けるような行為
（５）その他法令等に違反する行為

13　燃費計使用によって生じた損害

モニター期間中は、モニター対象者の責任において適切に燃費計を管理及び使用するものとし、燃費計の使用によるモニター用自動車の故障、損害、事故等について、

県は一切の責任を負わない。

14　不具合発生時等の連絡

（１）モニター対象者は、燃費計に不具合、損傷、亡失等が生じたとき、その他適切なモニターの継続が困難となる事由が生じたときは、速やかに県に連絡し、その指示に従う。

（２）モニター対象者は、やむを得ない事情により、実技講習会に参加できなくなったときは、速やかに県に連絡し、その指示に従う。

15　弁償

モニター対象者の故意又は重大な過失により、モニター対象者が借り受けた燃費計を亡失又は損傷したと認められるときは、モニター対象者は、県と協議の上、同等の品により保証し、又は現状に復して返却しなければならない。

16　モニター対象者の地位の取り消し

（１）県は、モニター対象者が４（２）の応募条件を満たさなくなったとき、12の禁止事項に掲げる行為を行ったと認められたとき、その他モニター対象者として不適切であると認められたときは、モニター対象者の地位を取り消すことができる。

（２）県は、前項の規定によりモニター対象者の地位を取り消す場合、その理由を付して、文書により通知しなければならない。

（３）前項の規定により、モニター対象者の地位を取り消した旨県から通知を受けた者は、速やかに借り受けた燃費計を県に返却しなければならない。

（４）前項の規定による燃費計の返却の手順は、10の規定に準拠する。

17　データ・情報の取り扱い

（１）県は、本事業の実施に伴い取得したデータ（アンケート結果を含む。以下同様。）・情報（個人情報を含む。以下同様。）について、適正な管理のもとに保管する。

（２）県は、本事業の実施に伴い取得したデータ・情報を、本事業の目的以外の目的で利用し、又は外部に提供・公表してはならない。

（３）県は、本事業の目的の達成に必要な範囲において、データ・情報を外部に提供・公表することができる。ただし、個人を特定できるデータ・情報については、応募者（モニター対象者を含む。）に無断で外部に提供・公表してはならない。

18　ホームページへの掲載

この要領及び取りまとめたモニター結果は、以下のURLに掲載する。

http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/H24ecodrivemonitor.html

19　その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県とモニター対象者等が協議の上決定する。

（別記１）【燃費計外観※】

※（株）テクトムホームページ（http://www.techtom.co.jp/FCM2000W.html）から引用。

【燃費計仕様※】

電源電圧	11～15V
消費電流	100mA以下
温度範囲	保存温度 -20℃～80℃
動作温度	-10℃～70℃(結露無きこと)
寸法重量	130(W)×55(H)×30(D)(突起部を除く)150ｇ（本体のみ）
コード長	約2m（耐熱オリジナル品　本体より着脱可能）
付属品	取付用デュアルロックファスナー　1セット、コード締結ベルト　2本、取扱説明書　1部、外部起動用コード　1本、エレクトロタップ　1個
表示項目	瞬間燃費（km/L）、平均燃費（km/L）、車速（km/h）、走行距離（km）、水温（℃）、エンジン回転数（rpm）、燃料使用量（L）、今回燃費(km/L)、今回距離(km)、燃料流量(cc/minまたはml/min)、(今回燃費・今回距離はエンジン始動毎にリセットされます。)

※正確な瞬間燃費などを常時表示することにより、省燃費走行の意識を高めるための機器であり、燃費計を取り付けただけでは燃費は向上しない。

（別記２）エコドライブ実技講習会内容（時間は目安）

項　　目	内　　容	時間
受付	（希望者は、電気自動車（i-MiEV）試乗可能）	12:30～13:00
開講式	挨拶、インストラクター紹介、講習内容説明。	13:00～13:15
事前走行	受講者同乗のもと、インストラクターが運転し、走行コースを説明。 その後、受講者が運転し、燃費を計測。	13:15～13:40
エコドライブ運転操作講義（座学）	ＤＶＤ放映等エコドライブについての座学。	13:40～14:10
休憩		14:10～14:20
エコドライブ実技演習	座学を踏まえ、インストラクターが運転して見本を示し、その後受講者がエコドライブ運転の操作練習。	14:20～15:00
事後走行	受講者が運転し燃費を計測、事前走行との燃費の比較。	15:00～15:25
運転操作以外の燃費向上の方法（座学）	タイヤの空気圧、エアコンの使い方等運転操作以外の座学。	15:25～15:40
意見交換	診断書をもとに、インストラクターが受講者に対し個別アドバイス。	15:40～15:55
閉講式	講評、挨拶	15:55～16:00

第１号様式

燃費等データ報告書

平成２４年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

モニター氏名　　㊞

（記名押印又は署名してください。）

１　燃費等データ①（前期モニター補正期間：第１回給油から第２回給油まで）

第１回給油月日※1	第２回給油月日※2	**第２回給油量(L)※3**	**補正期間走行距離(km)※4**	係数※5		補正期間燃費(km/L)※6
				距離	燃料	
月　日	月　日					

※１　燃費計取り付け後、できるだけ早く満タンまで給油してください（できる限りセルフ方式で給油口からガソリン液面が確認できるまで給油してください。セルフ方式が困難な場合は、第１回と第２回の給油を同一店舗で行ってください。）。**その後、走行前にトリップメーターをリセットし、燃費計メニューから「データ」→「クリア」→「クリア実行」してください。**また、燃費計メニューから「データ」→「係数入力」で係数を確認し、メモしてください（「係数」距離：　　、燃料：　　）。

※２　第１回給油後、概ね200km以上でできるだけ長い距離を走行してから、第１回給油と同様に満タンまで給油してください。

※３　第２回給油量を記入してください（小数点以下第１位まで）。

※４　トリップメーターから読み取った、第１回給油から第２回給油までの期間の走行距離を記入してください（小数点以下第１位まで）。

※５　第２回給油後、走行前に燃費計メニューから「データ」→「実値入力」してください（「実距離」に「補正期間走行距離」、「給油量」に「第２回給油量」の数値を上書きすると、「新しい係数が設定されました」と表示されます。燃費計メニューから「データ」→「係数入力」で係数を確認し、記入してください。係数が第１回給油時と同じ数値の場合は、きちんと補正されていない可能性が高いので、再度「実値入力」してみてください。）。**その後、燃費計メニューから「データ」→「クリア」→「クリア実行」してください。必ず、「実値入力」→「データクリア」の順番で操作を行ってください。**順番を逆にすると、補正ができなくなり、再度、第１回給油からの作業を行う必要があります。**補正作業に不明な点がある場合や、失敗した場合は、直ちに県までご連絡ください。**

※６　補正期間燃費(km/L)＝補正期間走行距離(km)÷第２回給油量(L)　から算出してください（満タン法。小数点以下第１位まで。報告時の記入で結構です。）。

※７　補正期間中は、原則として通常どおりの運転方法としてください（燃費計には、正確な燃費等データは表示されません。）。

※８　補正終了後の給油（第３回目以降の給油）は、自由に行ってください（時期、店舗、量など。）。

２　燃費等データ②（前期モニター期間：第２回給油から実技講習会受講前まで）

燃費計測期間※１	積算距離※２（走行距離）（km）	積算燃料※３（燃料使用量）（L）	平均燃費※４（km/L）	特記事項※５，６
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				

※１　概ね１週間程度としてください（１週間より短い期間としても差し支えありません。）。

※２～４　燃費計に表示されているそれぞれのデータを記入してください。記入後は、次の期間の燃費等データ計測のため、燃費計メニューから「データ」→「クリア」→「クリア実行」してください（燃費計に表示されている「積算距離」「積算燃料」「平均燃費」等のデータがクリアされます。）。

※５　モニター本人以外が、ある程度長い時間・距離で使用する場合や、普段とは大きく異なる条件で使用する場合（高速道路を長距離走行するなど）は、その期間のみで燃費を計測し、その旨特記事項に記入してください。

※６　燃費計を使用して意識した点や気づいた点などがあれば、記入してください。

※７　前期モニター期間中は、原則として通常どおりの運転方法としてください。

※８　実技講習会受講後は、直ちに燃費計メニューから「データ」→「クリア」→「クリア実行」してください。

３　燃費等データ③（後期モニター期間：実技講習会受講後から期間終了まで）

燃費計測期間※２	積算距離※３（走行距離）（km）	積算燃料※４（燃料使用量）（L）	平均燃費※５（km/L）	特記事項※６
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				
月　日～　月　日				

※１　実技講習会受講後は、直ちに燃費計メニューから「データ」→「クリア」→「クリア実行」してください。

※２～６　燃費計測・記入方法は、前期モニター期間と同様です。

※７　後期モニター期間中は、実技講習会で習得したエコドライブの方法等を意識した運転方法としてください。また、特に意識した点や気づいた点などがあれば、特記事項に記入してください。

【提出先（問い合わせ先）】

〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟7階）

青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ（担当　前田主査）

TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

【提出期限及び提出方法】

平成24年7月13日（金）

原則として、燃費計返却時に直接持参の上提出してください。

第２号様式

エコドライブ実践モニター応募申込書

平成２４年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

ふりがな					
①氏名					
②生年月日	昭・平　　年　　月　　日（　　歳）			③性別	男　・　女
④自宅住所	〒				
⑤自宅TEL			⑥自宅FAX		
⑦携帯電話					
⑧ﾊﾟｿｺﾝE-mail					
⑨職業			⑩役職等		
⑪勤務先名			⑫部署等		
⑬勤務先住所・TEL	〒 TEL				
⑭普段の連絡先	携帯電話 ・ 自宅TEL ・ 勤務先TEL・ その他 （　　）				
⑮応募条件適合確認（〇を記入）	①燃費計測可	②使用者	③講習会参加可	④走行距離	⑤取付来庁可	⑥返却来庁可
⑯モニター用自動車の車種等（自動車検査証等を参照）	メーカー	車種				
	変速機の種類		マニュアル・オートマチック（ AT・CVT ）			
	初度登録（検査）年月		平成　　年　　月			
	車両型式					
	エンジン形式					
	総排気量	駆動方式	L		2WD ・ 4WD	
⑰使用目的別走行距離（おおよその数値で結構です）	使用目的		通勤	業務	その他	
	１日あたりの走行距離(km)					
	１週間あたりの走行距離(km)					
⑱現在燃費	km/L（おおよその数値で結構です。不明な場合は記入不要です。）					

注1)平成24年度エコドライブ実践モニター(春季)実施要領の内容を確認・承諾の上でお申し込みください。

注2)⑤自宅TELと⑦携帯電話は、いずれか又は両方の番号を必ず記入してください。

注3)該当がない場合は、「なし」と記入してください。

注4)可能であれば、自動車検査証及び自動車運転免許証のコピー・画像ファイル等を添付してください。

【提出先】〒030-8570　青森市長島1-1-1　青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ
（担当：前田主査）TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

第３号様式

燃費計借用書

平成２４年　　月　　日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

モニター氏名

（署名してください。）

平成24年度エコドライブ実践モニター（春季）実施要領の内容に合意の上、次のとおり燃費計を借用します。

名称	（株）テクトム製　燃費マネージャー　FCM-2000WD
数量	1式（内容は以下のとおり）
付属品等名称及び数量	本体　1台、車両接続用コード　1本、取付用デュアルロックファスナー　1セット、コード締結ベルト　2本、取扱説明書　1部、簡単取付マニュアル　1部、注意事項等メモ　2枚 （不使用：外部起動用コード　1本、エレクトロタップ　1個）
返却期限	平成２４年７月１３日（金）

以下、県使用欄

（貸出時）

燃費計固有番号		運転免許証	確認　・　未確認
貸出年月日	平成２４年　　月　　日	自動車検査証	確認　・　未確認
貸出者職・氏名	㊞	燃費計稼働	確認　・　未確認

注）コピーを渡すこと。

（返却時）

受取年月日	平成２４年　　月　　日	運転免許証	確認　・　未確認
受取者職・氏名	㊞	燃費計固有番号	確認　・　未確認
		問題あり等内容・対応等	
燃費計等外観	問題なし　・　問題あり		
燃費計稼働	問題なし　・　問題あり		
付属品数量等	問題なし　・　問題あり		
燃費等データ報告	有り　・　なし		
内容	問題なし　・　問題あり		
アンケート提出	有り　・　なし		
内容	問題なし　・　問題あり		

注）コピーを取った後、原本を渡すこと。

【提出先（問い合わせ先）】

〒030-8570　青森市長島１－１－１（青森県庁北棟7階）

青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ（担当　前田主査）

TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

第２号様式

エコドライブ実践モニター応募申込書（記入例）

平成２４年　５月　８日

青森県環境生活部環境政策課長　殿

ふりがな	かんきょう　たろう					
①氏名	環境　太郎					
②生年月日	昭・~~平~~４８年　７月１１日（３８歳）			③性別	男　・　~~女~~	
④自宅住所	〒030-8570 青森市長島1-1-1					
⑤自宅TEL	017-734-9243		⑥自宅FAX	なし		
⑦携帯電話	090-××××-××××					
⑧ﾊﾟｿｺﾝE-mail	kankyo@pref.aomori.lg.jp					
⑨職業	地方公務員		⑩役職等	主査		
⑪勤務先名	青森県庁		⑫部署等	環境生活部環境政策課 低炭素社会推進グループ		
⑬勤務先 住所・TEL	〒030-8570 青森市長島1-1-1　　TEL 017-734-9243					
⑭普段の 連絡先	携帯電話 ・ ~~自宅TEL~~ ・ ~~勤務先TEL~~ ・ ~~その他（　　）~~					
⑮応募条件 適合確認 （○を記入）	①燃費計測可	②使用者	③講習会参加可	④走行距離	⑤取付来庁可	⑥返却来庁可
	○	○	○	○	○	○
⑯モニター用 自動車の 車種等 （自動車検査証等を参照）	メーカー	車種	三菱		アウトランダー	
	変速機の種類		~~マニュアル~~・オートマチック（~~AT~~・CVT）			
	初度登録（検査）年月		平成　２１　年　１０　月			
	車両型式		DBA-CW5W			
	エンジン形式		4B12			
	総排気量	駆動方式	2.359　L		~~2WD~~ ・ 4WD	
⑰使用目的別走行距離 （おおよその数値で結構です）	使用目的		通勤	業務	その他 買い物等	
	１日あたりの走行距離(km)		30			
	１週間あたりの走行距離(km)		150		30	
⑱現在燃費	10　km/L（おおよその数値で結構です。不明な場合は記入不要です。）					

注1)平成24年度エコドライブ実践モニター(春季)実施要領の内容を確認・承諾の上でお申し込みください。

注2)⑤自宅TELと⑦携帯電話は、いずれか又は両方の番号を必ず記入してください。

注3)該当がない場合は、「なし」と記入してください。

注4)可能であれば、自動車検査証及び自動車運転免許証のコピー・画像ファイル等を添付してください。

【提出先】〒030-8570　青森市長島1-1-1　青森県環境生活部環境政策課　低炭素社会推進グループ
（担当：前田主査）TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065、E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp